

不動産登記に関する事務の一部停止について

国土調査法による地籍調査の登記が提出されたことに伴い、下記の地域について登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、対象地域の内不動産について、登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません

ので、ご注意願います。

ご不明な点は、函館地方法務局八雲支局にお尋ねください。

記

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------------------------|---|----------------|---|---|--------------|
| 1 | 期 | 間 | 令和8年5月27日から
令和8年10月1日まで（予定） | | | | | |
| 2 | 対 | 象 | 地 | 域 | 二海郡八雲町上の湯地区の一部 | | | |
| 3 | 事 | 務 | 停 | 止 | の | 理 | 由 | 国土調査法による地籍調査 |

函館地方法務局八雲支局